

平成 29 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー  
代表者名 代表取締役社長 白 岩 直 人  
(東証・コード：7172)  
問合せ先 執行役員管理本部長 杉 本 健  
( TEL. 03-6804-6805)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年3月28日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加し、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても責任限定契約を締結することが可能となりました。  
これに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会計監査人について第6章として選任方法等について規定を設けるものであります。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 3 月 28 日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成 29 年 3 月 28 日（火曜日）

本件に関する問い合わせ先

広報・IR部 [TEL:03-6804-6805](tel:03-6804-6805)

以 上

別紙（定款変更の内容）

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
<p>第1条 （条文省略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合リース業</li> <li>2. 投資業</li> <li>3. 金融業</li> <li>4. 投資及び金融に関するコンサルティング</li> <li>5. 職業紹介業</li> <li>6. 労働者派遣業</li> <li>7. 不動産の賃貸及び売買の仲介並びに管理</li> <li>8. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>第3条～第29条 （条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第39条 （条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第40条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第1条 （現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合リース業</li> <li>2. 投資業</li> <li>3. 金融業</li> <li>4. 投資、<u>金融及び経営</u>に関するコンサルティング</li> <li>5. 職業紹介業</li> <li>6. 労働者派遣業</li> <li>7. 不動産の賃貸及び売買の仲介並びに管理</li> <li>8. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>第3条～第29条 （現行どおり）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第39条 （現行どおり）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第40条 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>（選任方法）</u></p> <p>第41条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>（任期）</u></p> <p>第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

第 41 条～第 44 条 (条文省略)

第 43 条～第 46 条 (現行どおり)